

意見陳述内容「基本的人権の保障のあり方」

衆議院憲法調査会金沢公聴会 陳述者 山本利男

基本的人権等については日本国憲法前文に「…これは人類普遍の原理であり、それに反する一切の憲法・法令・及び詔勅は排除するとまで言い切っている。従がってこれが改廢は軽々に論すべきでないことは勿論である。本件については憲法の他の重要要素である「絶対平和」「主権在民」との関係もあるが、一応私は基本的人権の保障を中心にして意見を述べさせて頂きたいと思う。

- I、先ず第一は「国民の権利及び義務」としての第3章（第10条～40条）」は、権利義務は表裏一体であるべきなのに権利のみが際立ち義務が余りにも少ないと言うことである。具体的には第12条で権利の濫用禁止、利用責任を規定はしているものの純然たる義務規定は第30条「納税の義務」だけである。
- 2、次ぎに諸権利や義務は時代が大きく転換し「事情変更の原則」や「法の類推解釈」等では到底不可能な現状に目が閉じられていると言うことである。例えば憲法が施行された昭和22年の国民平均寿命はやっと人生50年が現実のものになった（男50歳・女53歳）又3年後の昭和25年でさえ国民所得は1人当たり123ドルで米国の僅か8%に過ぎない。当時は大都市は焼け野が原、エンゲル係数は100%に近く、国民全体がどん底に喘ぎ苦しんでいる時代で、現在とは全くかけ離れた社会情勢の中で制定されたのがこの憲法である。
- 3、道徳教育を徹底すること。現在の親達は中小学校で日本古来の道徳も良き伝統も学ばず、加えて核家族化により祖父母等との影響は稀薄になり、誠に憂慮すべき状況にある。又宗教とは何か、何故人間は宗教を必要とするかの基本を教えるべきである。これは1宗1派に偏したり、国が宗教に干与したりすることではない。憲法で信教の自由を言っているが、現在20万近くもある宗教法人を選ぶ尺度が必要であると言うことである。
- 4、前文「…平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」について
 - ア、これは生物の自己防衛と言う自然界における法則に反する不自然なものだと言うこと。敗戦のショックと自己喪失で茫然自失していた終戦直後ならいざ知らず、世界に類例のない不法則であると思う。
 - イ、われらの安全と生存を他国に委ねると言う考え方は、国民を「根無し草」とし、多くの若者をフリーターにしている。日本の常識は世界の非常識と言われ、平和ボケと言われる所以はここにあると考える。
- 5、国を愛すると言う愛国心や郷土愛、親子兄弟等の家族関係・師弟関係、及び社会に奉仕すると言う「利他の心」を挿入すべきである。
 - ア、利他の心→自分のためでなく何かをした時に結果として帰ってくる人生

の豊さ、人に喜んで貰ったことが照り返しのように自分に戻って来る。

他者を生かす奉仕の喜びを知れば生きした充実感を味わうことが出来る。

イ、親子・師弟関係は3尺離れて師の影を踏まずとか長幼序ありとか言ので

はないが、そこに尊敬の念がなければ謀も教育も成り立たないのである。

ウ、国を愛すると言う言葉は憲法の中には一言半句も出てこない。これは占

領下にあって日本が独立していない時に、押しつけられたものであることを如実に物語っている。日本国憲法は占領軍の命令によって国会に提出さ

れ、僅か2ヶ月足らずで両院を通過した。当時は天皇も国会も全て占領軍

総司令官の指揮下にあった。当時私は外地にいたが現地の新聞には「マッ

カーサーとかけて何と解く…おへそと解く…その心は朕（珍）の上にあり」

とのコント漫画を見た。当時の日本人の心情は無条件降伏をし国土は焦土

化し飢えに怯え「日本がこれから受くべき苦難は尋常にあらず時運の趨く

所、堪え難きを堪え忍び難きを忍び以て万世の為に太平を開かんと欲す」

である。当時の国會議員を始め国民は涙を飲んでこれに賛成したのである。

6、日本国憲法は合法的に旧帝国憲法を改正したものではない。即ち

旧憲法75条（憲法改正）には『摂政を置くの間之を変更することを得ず』

同上 17条及び皇室典範では摂政を置くのは次ぎの2項目である。

ア、天皇が成年に達しない時。イ、天皇が精神若しくは身体の重患又は

重大な事故により國事行為に関する行為を自らすることが出来ない時

当時の天皇は前述のコント漫画の如く敗戦と言う重大事により、摂政どころ

ではない。國事行為など全く不可能な状態にあった。日本国憲法は旧憲法

から言えば間違いなく無効憲法であり又占領地の法律を変えてはならないと

言う國際法違反の不法憲法である。同じ敗戦国でもドイツは自主憲法を制定し

軍隊を持ち、その後何回となく憲法改正していることはご承知の通りである。

7、第96条「憲法改正の手続」を先ず他の項目に最優先して改正すべきである。

ア、主権在民であるのに憲法改正と言う重大事を、国会の発議に待つと言う

ことは全く矛盾している。国民が自ら発議出来るように改正すべきである。

イ、我が国が独立国になって50年、未だに憲法改正の発議すら出来ないのは、

改正手続きが余りにも硬直していることと国会の怠慢にあると思う。これ

では何時まで経っても国民に提案されることがないのではと憂慮される。

主権者である国民が直接発議に関与するか或いは国會議員自身に自覚猛省

を促すかの何れしかないと確信する者である。

以上の通りこのままでは「人民榮えて國家民族は滅びる」国家百年の計を誤

って取り返しのつかぬことになる。私も永年、憲法擁護論者であったが確かに

日本国憲法には良い面も沢山あり功罪はある。然し時代は大きく変化した。

日本国憲法よ!ご苦労様でした。もうあなたの出番は終わりました。以上